

質問第二七号

沖繩戦当時六歳未満であつた戦傷病者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十六日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

沖繩戦当時六歳未満であつた戦傷病者に関する質問主意書

政府は今国会において、沖縄県の特殊事情（第二次大戦中国内で唯一の決戦場であつたこと、島嶼であるため民間人が容易に戦場を離脱できなかつたこと）を考え、沖縄戦当時六歳未満であつたか否かを問わず、個々の実情を調査し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用の可否を検討している旨答弁している。

そこで以下の点について質問する。

一 右の実情の調査はいかなる方法で行っているか、調査の進捗状況はどうか、またいつまでに調査を終えるのか示されたい。

二 政府の責任で右の六歳未満の戦傷病者数と、それが同援護法の適用が可能か否かの積極的な実態調査を行うべきものと思うがどうか。

右質問する。